

施策 2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる
取組項目 1 包括的な支援を推進する

[事業番号 17]

生活困窮世帯の自立支援を推進

1 事業内容

生活保護受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、適正なケースワーカーの人員を確保する。「就労自立の促進」、「生活自立の促進」、「次世代育成支援」、「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給者への自立支援を充実する。また、高齢者世帯の増加に対応するため、定期的な見守りや日常生活の支援を行う高齢者生活支援員の体制を強化する。

生活保護に至る前の段階での早期自立を支援するため、練馬区社会福祉協議会の「生活サポートセンター」を拠点として、一人ひとりの事情や能力に応じた自立支援計画の作成など、生活困窮者自立支援事業を実施している。講習会や情報交換会、シンポジウム等を通じて、区民や地域団体、関係機関への周知を強化し、早期発見、早期支援につなげる。

「生活サポートセンター」を、より身近で気軽に来所できるよう、練馬庁舎に移転する。また、相談の増加に対応するため、増設を検討する。

2 令和6年度末目標

自立支援の充実

3 令和2年度の取組

- 生活保護受給世帯の増加に対応するため、ケースワーカーを2名増員し、高齢者生活支援員を1名増員した。
- 生活サポートセンターを練馬庁舎に移転するとともに、生活困窮者からの相談件数の増加に対応するため、相談支援員を2名増員した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急増した相談に対応するため、区職員と社会福祉協議会の職員が一体となり、生活相談や特例貸付、住居確保給付金の案内、郵送申込を受け付ける生活相談コールセンターを設置した。
- 令和2年10月からは、住居確保給付金だけでは家賃を賄いきれない世帯に、生活費の不足を補うため区独自に生活再建支援給付金を支給した。
- 令和3年1月からは、生活困窮者の多様な就労ニーズに対応できるよう就労サポーターを3名増員した。

4 令和3年度の取組

【区独自の取組】

- ・ 生活保護の新規受給世帯の増加に対応するため、ケースワーカーを7名、就労サポーターをさらに3名増員し、体制を強化した。
- ・ 更に増加が見込まれる生活困窮者の就労、家計、生活一般などの相談に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員を3名増員した。
- ・ 生活相談や特例貸付、住居確保給付金の案内等を受け付けるため、令和3年度も生活相談コールセンターを継続して実施する。
- ・ コロナ禍で金銭的な理由等により生理用品を購入できない女性を支援するため、生理用品を配布した（4月から2,000パック、7月から5,000パック配布）。また、同時に、生活に困難を抱えている方からの各種相談を受け付け、区などの支援につながるよう相談窓口一覧を配布した。
- ・ 生活困窮者の早期の自立を促進するため、新型コロナウイルス感染症の影響等により住居確保給付金または生活困窮者自立支援金の支給決定を受けた方で、令和3年10月以降に就職した方等に対し、就職支援給付金32,000円を支給する。制度案内は生活相談コールセンターで行う。

【国の新たな支援策】

- ・ 令和3年8月末までとしていた緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付・再貸付）の特例貸付の申請期間を、令和3年11月末までに延長した。
- ・ 令和3年9月末までとしていた住居確保給付金の再支給の申請期間を、令和3年11月末までに延長した。
- ・ 令和3年7月から、総合支援資金特例貸付をこれ以上借りられない世帯に対し、就労による自立につなげるため、また、それが困難な場合は円滑に生活保護につなげるため、生活困窮者自立支援金を3か月間支給する。世帯の収入・資産が一定基準以下（住居確保給付金の基準とほぼ同額）であり、求職活動を行うか、生活保護の申請を行うものを対象とする。

単身世帯：月6万円　2人世帯：月8万円　3人以上世帯：月10万円

当初、令和3年8月末までとしていた申請期間を、令和3年11月末までに延長した。